

## 特許制度との調整の在り方とその他の検討事項

### ・特許制度との調整の在り方

出願後の技術動向の変化や事業計画の変更に伴い、ある技術について特許権を取得すべきか実用新案権を取得すべきか、出願人の判断が出願時と権利設定後で変わる場合がある。実用新案権を取得した後に技術動向等の状況が変化した場合に、同一の技術について特許権の取得を選択しうる制度の導入を検討すべきではないか。

#### 1．現行制度

現行制度の下では、ある技術について、特許出願をした後に実用新案登録出願へ変更すること<sup>1</sup>、また、実用新案登録出願をした後に特許出願へ変更すること<sup>2</sup>が、原則として、もとの出願が係属している場合に限り可能となっている。しかし、実用新案登録出願については、係属している期間が短い（出願してから実用新案権の設定登録を受けるまでの期間は、現在約 5 月）ため、前者に比べ後者の機会は非常に制限されている。

#### 2．実用新案権取得後の特許権設定の要望<sup>3</sup>

上記のような制度においては、実用新案権が設定登録された後に、技術動向の変化や事業計画の変更に伴い、審査を経た安定性の高い権利を取得したい場合、あるいは、権利についてより長期の存続期間が確保されるようにしたい場合など、特許権の設定が必要となる場合に対応することが困難となる。このため、出願時にこうした可能性が排除できない場合には、実用新案登録出願ではなく特許出願を行わざるを得ず、特許制度と実用新案制度を併存させることの

<sup>1</sup> 実用新案法第 10 条第 1 項。特許出願から実用新案登録出願への変更出願数は、110 件（2002 年）。

<sup>2</sup> 特許法第 46 条第 1 項。実用新案登録出願から特許出願への変更出願数は、49 件（2002 年）。うち 11 件は実用新案登録出願に対する補正命令通知有。

<sup>3</sup> 安定的で保護の厚い特許権取得後に、同一技術に対して、不安定で保護の薄い実用新案権を設定したいという要望は、特にないと考えられる。

利点が活かされないとの指摘がある。これが、特許出願数の増加及び実用新案登録出願数の減少<sup>4</sup>の一因であるとも考えられる。特許庁が財団法人知的財産研究所に委託して行ったアンケート調査においても、実用新案制度の改善すべき点として「登録後の特許出願への変更」との意見が多く出ている。

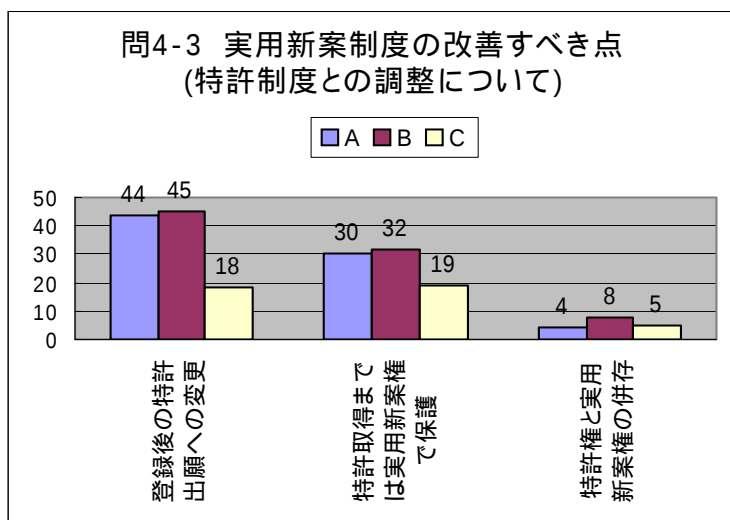
また、特許権を取得するまでには一定期間がかかってしまうため、特許権を取得するまでの間、同一技術を実用新案権で保護できるようにすべきとの要請がある。アンケート調査においても、実用新案制度の改善すべき点として「特許権取得までは実用新案権で保護」との意見が多く出ている。

#### 問 4-3. 実用新案制度の改善すべき点(複数回答可)

アンケート結果は、A：大企業(資本金1億円以上の法人)、B：中小企業(資本金1億円未満の法人)、C：個人、に分けて集計を行った。

|                         | A         | B         | C         |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 権利付与対象の拡大               | 38        | 31        | 23        |
| 存続期間の延長                 | 38        | 33        | 29        |
| <b>登録後の特許出願への変更</b>     | <b>44</b> | <b>45</b> | <b>18</b> |
| <b>特許権取得までは実用新案権で保護</b> | <b>30</b> | <b>32</b> | <b>19</b> |
| <b>特許権と実用新案権の併存</b>     | <b>4</b>  | <b>8</b>  | <b>5</b>  |
| 訂正要件の緩和                 | 16        | 5         | 15        |
| 出願手続の簡素化                | 12        | 23        | 24        |
| 料金を安くする                 | 13        | 30        | 31        |
| その他                     | 13        | 1         | 1         |

問 4-1 において、「実用新案制度は必要だが改善点あり」と答えた方のみを対象



<sup>4</sup> 特許出願数は、353,301 件(1994 年)→421,044 件(2002 年)、実用新案登録出願数は、16,620 件(1994 年)→8,587 件(2002 年)。

### 3．諸外国の実用新案権登録後の特許出願制度

ドイツにおいては、実用新案登録出願から 1 年以内であれば、実用新案権登録後に当該実用新案権の技術について特許出願をすることができる<sup>5</sup>。その際、実用新案権は存続する。フランスにおいては、登録の有無に関わらず、実用新案登録出願から特許出願へ移行することはできない。韓国においては、実用新案権の登録後 1 年以内に、当該実用新案権の技術について特許出願をすることができる。その際、実用新案権は存続する。中国においては、実用新案権登録後は、当該実用新案権の技術について特許出願をすることができない。

### 4．検討の方向

安定的な権利で長期保護を目的とする特許制度及び早期実施かつ短ライフサイクル技術の保護を目的とする実用新案制度の併存の利点を活かすためには、実用新案権設定後に、同じ技術について特許権設定を許容する制度の導入を検討すべきではないか。また、導入すべき制度の検討に当たっては、以下の視点に留意することが必要ではないか。

#### (1) 出願人の利便性

実用新案権設定後に、同じ技術について特許権設定を許容する制度を導入することによって、出願人は、当該技術について、特許権取得までは実用新案権で保護し、特許権取得後は特許権で保護することが可能となる。したがって、制度の導入に当たっては、出願人の利便性を向上させるように留意すべきではないか。

#### (2) 第三者の負担

第三者にとっては、同一の技術について、存続期間を除き同一の独占排他権（差止請求権及び損害賠償請求権）を持つ特許権及び実用新案権に対応する必要があるため、第三者の負担が増大すると考えられる。したがって、制度の導入に当たっては、第三者の負担に配慮する必要があるのではないか。

---

<sup>5</sup> 実用新案登録出願を基礎とした優先権主張特許出願として可能となっている。

### ( 3 ) 審査負担

同一の技術について特許権及び実用新案権が付与される場合、同一技術について特許審査及び実用新案技術評価書（以下「評価書」という）の作成<sup>6</sup>が行われる可能性がある。同一技術について二重の審査を行うことは、重複した労力を必要とし、審査負担が増大する。また、現在、特許出願の審査請求数の増大及び滞貨に対処するため、特許審査迅速化が課題となっているが、評価書の特許審査に対する先行技術調査の代用に用いられた場合<sup>7</sup>、評価書作成は特許審査より優先されているため、特許審査が遅延すると考えられる。したがって、制度の導入に当たっては、審査負担が増大しないように配慮する必要があるのではないかな。

## 5．具体的検討

出願人の利便性を考慮すると、実用新案権登録後において、当該実用新案権を存続させたまま、その実用新案登録に基づく特許出願<sup>8</sup>を許容する制度を導入すべきではないか。また、その制度の導入に当たっては、以下の事項を検討すべきではないか。

### ( 1 ) 出願からの期間による時期的制限と実用新案登録に基づく特許出願の審査請求期間

特許制度の審査請求期間が出願から 3 年となっていることを踏まえ、実用新案登録に基づく特許出願の可能な期間は、実用新案登録出願から 3 年以内とすることが適切ではないか。

時期的制限なしに何時でも実用新案登録に基づく特許出願を可能とした場合、審査請求期間を 7 年から 3 年に短縮した平成 11 年改正の趣旨を実質上没却させるものとなる。また、類似する実用新案登録出願から特許出願への変更においても、出願から 3 年の制限がある<sup>9</sup>。したがって、実用新案登録に基づく特許出

<sup>6</sup> 評価書の評価は行政処分ではないが、実質的に新規性・進歩性の審査を行っていると考えられる。

<sup>7</sup> 請求項数 4 の場合（実用新案登録出願の平均請求項数は 3.7（2002 年））特許審査請求料は 184,600 円、評価請求料は 47,200 円である。

<sup>8</sup> 実用新案登録に基づく特許出願の出願日は、実用新案登録に係る実用新案登録出願の出願日とみなされることとする。

<sup>9</sup> 特許法第 46 条第 1 項。平成 11 年改正の審査請求期間短縮に伴って「ただし、その実用新

願の時期的制限は，実用新案登録出願から３年以内とすべきではないか<sup>10</sup>。

## （２）実用新案技術評価請求（以下「評価請求」という）に伴う制限

### 出願人又は実用新案権者による評価請求

審査負担の増大を防止するとの観点から，実用新案登録に基づく特許出願は出願人又は実用新案権者による評価請求前に限ることが適切ではないか。

出願人又は実用新案権者による評価請求後に実用新案登録に基づく特許出願を行った場合，評価書を特許審査前の先行技術調査として用いることが可能となる。したがって，審査負担の増大を防止するために，出願人又は実用新案権者による評価請求後は実用新案登録に基づく特許出願を認めないようにすべきではないか。

### 他人による評価請求

他人による評価請求の場合は，評価請求から一定期間<sup>11</sup>経過後まで可能とし，その一定期間内に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は，評価書を作成しないようにすることが適切ではないか。

他人の行為によって，実用新案登録に基づく特許出願ができなくなることは，実用新案権者に酷であると考えられるため，他人からの評価請求の場合，評価請求後一定期間経過前までは実用新案登録に基づく特許出願を可能とすべきではないか<sup>12</sup>。また，他人による評価請求後，その一定期間内に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は，評価書の先行技術調査代用を防止するために，評価書を作成しないようにすべきではないか。

---

案登録出願の日から三年を経過した後は，この限りでない。」が追加された。

<sup>10</sup> 変更出願において、審査請求期間経過後でも出願変更の日から 30 日以内は審査請求可能となっている（特許法第 48 条の 3 第 2 項）。したがって、実用新案登録に基づく特許出願においても同様にすべきと考えられる。

<sup>11</sup> 一定期間としては，評価請求の旨の通知の送達から 30 日以内が適切ではないか。

<sup>12</sup> 他人からの評価請求の場合は制限を設けないことも考えられるが，他人をダミーとして，出願人又は実用新案権者が評価請求している可能性を否定できないため，このような制限を設けている。

### ( 3 ) 無効審判請求時を基準とした時期的制限

実用新案権に対する無効審判請求以後は、無効審判請求後一定期間<sup>13</sup>を除き、実用新案登録に基づく特許出願を認めないことが適切ではないか。

無効審判の審理において、ある技術の実用新案権の有効／無効の判断が可能などところまで審理が進んだ段階で、同じ技術の新たな特許出願が行われることは、請求人の負担が大きくなる。また、無効審判請求の後に実用新案登録に基づく特許出願が行われ、その特許権が設定された場合に、当該特許権について無効審判請求がなされると、同一の技術について、審理が二重に行われることになる。したがって、無効審判請求後一定期間経過後は、実用新案登録に基づく特許出願を認めるべきではないのではないか。

### ( 4 ) 実用新案登録に基づく特許出願後の実用新案権に対する評価請求の制限

実用新案登録に基づく特許出願後は、その実用新案権に対する評価請求をできないようにすることが適切ではないか。ただし、実用新案登録に基づく特許出願の審査着手前<sup>14</sup>に当該特許出願の放棄又は取下げがなされた場合は、評価請求をできるようにすることが適切ではないか。

実用新案登録に基づく特許出願が行われた後においても、その実用新案権は存続しているため、本来であれば当該実用新案権に対して評価請求を行うことができる。そのため、評価請求に何ら制限がない場合、同一技術について評価書作成と特許審査の両者を請求することが可能となる。したがって、二重の審査による審査負担の増大を防止するために、実用新案登録に基づく特許出願後は、その実用新案権に対する評価請求をできないようにすべきではないか。ただし、実用新案登録に基づく特許出願の審査着手前に当該特許出願の放棄又は取下げがなされた場合は、二重審査の可能性がなくなるため、評価請求をできるようにすべきではないか。

<sup>13</sup> 一定期間としては、無効審判請求書の副本の送達から 30 日以内が適切ではないか。

<sup>14</sup> 協議命令、先行技術文献開示違反の通知、拒絶理由通知又は特許査定の際の送達の前。

( 5 ) 実用新案権に係る実用新案登録出願と実用新案登録に基づく特許出願との関係

同一技術の実用新案権を存続させるために、実用新案権に係る実用新案登録出願を実用新案登録に基づく特許出願の拒絶理由とならないようにすることが適切ではないか。

現行制度の下では、特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案が同一であるときは、拒絶の理由となっており、実用新案権者が実用新案権を訂正しない限り、同一技術の特許出願について特許査定できない制度となっている。したがって、同一技術の実用新案権を存続させるために、実用新案権に係る実用新案登録出願を実用新案登録に基づく特許出願の拒絶理由とならないようにすべきではないか。

( 6 ) 実用新案登録に基づく特許出願の補正の制限

実用新案登録に基づく特許出願の補正の制限は、実用新案登録された明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（以下「明細書等」という）に記載した事項の範囲内であって、かつ実用新案登録出願の当初の明細書等に記載した事項の範囲内とすることが適切ではないか。

実用新案登録に基づく特許出願は、「実用新案登録」に基づいていることから、補正の制限は実用新案登録された明細書等に記載した事項の範囲内にすべきと考えられる。しかし、実用新案制度においては補正又は訂正の適否を審査しないため、出願日後の補正又は訂正により、実用新案登録された明細書等には本来存在するはずのない新規事項が追加される可能性がある。そのため、補正の制限を実用新案登録された明細書等に記載した事項の範囲内のみとすることは、出願日が実用新案登録出願の日まで遡及することを考えると適当でない。したがって、実用新案登録に基づく特許出願の補正の制限は、実用新案登録された明細書等に記載した事項の範囲内であって、かつ実用新案登録出願の当初の明細書等に記載した事項の範囲内とすべきではないか。

## ．その他の検討事項

### - 1．権利範囲の訂正の在り方

現行制度の下では，実用新案権取得後の権利範囲の訂正が実質的にできないため，制度が使いづらいとの指摘がある。このため，自己責任原則に基づく無審査主義の趣旨及び第三者の監視負担等を考慮しつつ，権利範囲の訂正の在り方を検討する必要がある。

#### 1．権利範囲の訂正の現状と要請

現行の実用新案制度では，自己責任原則に基づく無審査主義の趣旨及び第三者の監視負担の観点から，訂正は請求項の削除のみが認められている。

一方，権利範囲の訂正として認められるものが請求項の削除のみでは権利範囲の実質的な訂正が行えず，実用新案権者に酷であるため，訂正範囲の制限を緩和すべきとの要請がある。

#### 2．諸外国の権利範囲の訂正

ドイツにおいては，実用新案法に規定がないため，訂正をすることはできない。ただし，請求項の放棄は判例で認められている。フランスにおいては，知的財産法に権利付与日以後は新たな請求の範囲を提出できない旨の規定がある（第 612 条の 13）。韓国においては，請求の範囲の減縮，誤記の訂正，明りょうでない記載の釈明を行うことができる<sup>15</sup>。中国においては，無効宣告請求（無効審判請求）があった場合に，請求の範囲を拡大しない訂正が可能となっている（専利法施行細則第 68 条）。

---

<sup>15</sup> 韓国の技術評価制度は実質的な審査制度となっており（我が国における平成 15 年改正前の付与後異議制度に類似），評価請求があると，出願について行政処分である維持決定又は取消決定を行う制度となっている（取消決定に対する不服審判及び訂正審判もある。）。

### ３．アンケート結果

#### 問 4-8. 訂正の許容範囲として適当な範囲

|                | A  |     | B  |     | C  |     |
|----------------|----|-----|----|-----|----|-----|
| このまま（請求項の削除のみ） | 18 | 23% | 15 | 22% | 4  | 11% |
| 誤記訂正も          | 10 | 13% | 12 | 18% | 9  | 25% |
| さらに明瞭でない記載の釈明も | 18 | 23% | 17 | 25% | 7  | 19% |
| さらに請求の範囲の減縮も   | 25 | 32% | 16 | 24% | 5  | 14% |
| 請求の範囲の拡大も      | 6  | 8%  | 8  | 12% | 11 | 31% |

問 4-1 において、「必要だが改善点あり」と答えた方のみを対象

### ４．検討の方向

実用新案制度における権利範囲の訂正の在り方について、以下の観点から検討する。

#### （１）実用新案権者の利便性

実用新案制度は先願主義を採用していることから、出願当初から完全な明細書等とすることを望み得ない場合も少なくない。また、早期無審査登録制度であることから、補正なしに出願当初の明細書等のまま、実用新案権が登録されることがほとんどである。この場合、本来であれば、補正等の過程を経て保護されるべき考案が、不完全な明細書のために保護されないのは、実用新案権者に酷であると考えられる。したがって、訂正の許容範囲を決定するに当たっては、先願主義及び早期無審査登録の弊害を排除できるように実用新案権者の利便性を向上する必要があるのではないかと考えられる。

#### （２）第三者の負担

実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正を認めた場合、出願当初の実用新案登録請求の範囲に不当に広い権利範囲の請求項（例えば、ワードプロセッサのキーボードを改良した考案であっても、単なる「ワードプロセッサ」という請求項を記載した場合）を記載しておき、その後、評価書又は無効審判で提示された先行技術を参考にしながら、第三者の製品を含み、かつ無効理由のない請求項に訂正することが可能となる。そのため、整備された権利範囲を出願時に設定するインセンティブが低下し、不当に広い権利範囲を有する実用新案権が増大すると考えられる。このようなことが起こった場合、第三者は当初の不当

に広い権利範囲のうちのどの範囲について實際上権利が有効であるかということとを予測しなければならなくなり、過大な調査負担を負うことになる。したがって、第三者の負担が過大とならないよう、訂正について一定の制限を行う必要があるのではないか。

## 5．具体的検討

上記検討の方向を考慮しつつ、以下、具体案について検討する。

### （１）訂正の範囲

訂正の範囲は、現行の請求項の削除に加え、特許制度同様に、実用新案登録請求の範囲の減縮等とすることが適切ではないか。

現行制度同様の請求項の削除のみを認めることとすると、実用新案権者の利便性が大きく制限されるため、訂正の許容範囲を拡大することが適切であると考えられる。訂正により権利範囲が拡大することは、第三者の予測可能性を害することを考慮すると、現行の請求項の削除に加え、特許制度と同様<sup>16</sup>、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正及び明りょうでない記載の釈明とし、新規事項の追加及び実用新案登録請求の範囲の実質上拡張・変更については禁止とすべきではないか。

### （２）訂正の時期と回数

実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正の時期は、実用新案権の登録の日から、出願人又は実用新案権者による最初の評価請求に対する評価書の謄本の送達から一定期間経過後までとし、訂正が認められる回数は１回のみとしてはどうか。また、他人からの評価請求以後又は無効審判請求以後は訂正をできないようにすることが適切ではないか。なお、請求項の削除の訂正については、回数制限なしに何時でもできるようにすることが適切ではないか。

実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正を認めることは、整備された権利範囲を出願時に設定するインセンティブを損なう。かつ、無審査主義で登録を認める制度であることを考慮すると、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正を無制限に許容することは、第三者の監視負担の著しい増大を招く。他方、権利

<sup>16</sup> ただし、独立特許要件に相当する要件は除いている。

者の実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正をしたいという要望も根強いことから、時期及び回数を限定して認めることとしてはどうか。具体的には、評価書を取得した後に訂正したいという要望にも配慮し、実用新案登録の日から最初の評価請求に対する評価書の謄本の送達から一定期間経過後までに制限し、かつ1回のみ認めることとしてはどうか。また、こうすることによって、評価書を取得するごとに実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正がなされることに伴う審査負担も回避することができるのではないか。

また、第三者からの評価請求又は無効審判請求後に実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正が行えるようにした場合、実用新案権者は不当に広い権利範囲を設定しておき、他人からの請求を待って、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正を行うことが可能となる。そのため、整備された権利範囲を出願時に設定するインセンティブが低下し、第三者の負担が増大する<sup>17</sup>。したがって、他人からの評価請求以後又は無効審判請求以後は実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正をできないようにすべきではないか。

なお、請求項の削除の訂正については、第三者監視負担を軽減するものであるから、現行制度同様、回数制限なしに何時でも可能とすべきではないか。

### （３）実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正に対する基礎的要件の判断

無審査登録制度を考慮すると、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正後の考案に対して、基礎的要件を満たしているか否かの判断を行うことが適切ではないか。

無審査で登録されているため、不当に広い権利範囲の請求項が設定されている可能性がある。その場合、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正の要件を満たしていても、「考案」であるか否か等の基礎的要件を満たしていない場合が考えられる。特に、単一性を満たさない複数の考案が記載される場合が考えられ<sup>18</sup>、その場合には、評価書の作成負担が数倍になる可能性がある。したがって、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正後の考案に対して、基礎的要件を満たしているか否かの判断を行うべきではないか。

<sup>17</sup> 特許制度において無効審判での訂正請求が認められているのは、特許権は審査後の無効理由を含んでいない蓋然性の高い権利範囲になっているためである。他方、無審査登録の実用新案権は、無効理由を含んだ過度に広範な権利範囲で登録が可能であり、無効審判において訂正を認めると、第三者が過大な予測負担や調査負担を負うことになるおそれがある。

<sup>18</sup> 例えば、出願当初は、請求項１に「自動車」及び請求項２に「自動車のタイヤ」と記載されている場合に、請求項１を「自動車のハンドル」と訂正されたときが考えられる。

#### ( 4 ) 無効事由の追加

実用新案登録請求の範囲の減縮等が可能となった場合，要件を満たしていない訂正を無効事由（第 37 条）にすることが適切ではないか。

現行制度の下では，訂正は請求項の削除のみ認められているため，無効事由として訂正が挙げられていない。しかし，実用新案登録請求の範囲の減縮等が可能となった場合には，要件を満たさない訂正が行われることを考慮し，特許制度と同様，訂正を無効事由とすることが必要ではないか。

## - 2 . 実用新案登録出願に基づく国内優先権主張出願

国内優先権制度の利益を維持するとの観点から，実用新案登録出願から 1 年以内であれば，登録後であってもこれを優先権の基礎として，国内優先権を主張して別の特許出願又は実用新案登録出願を行うことができる制度の導入を検討すべきではないか。

### 1 . 現行制度

国内優先権制度は，基礎発明と改良発明の両者を一つの出願で出願できることを目的とした制度であるが，他方，もとの出願に記載されていた事項についての出願日を維持しつつ，記載内容を変更して新たに出願することができる制度とも考えられ，出願人にとって利便性の高い制度であるといえる。

現行制度の下では，登録前は実用新案登録出願を国内優先権の基礎とすることができるが，登録後は国内優先権の基礎とすることはできない<sup>19</sup>。登録までは期間は短期（約 5 月）となっていることから，1 年間という国内優先権期間を十分に享受することができなくなっている。

### 2 . 実用新案権登録後の国内優先権制度導入の要請

出願人の国内優先権制度の利益を維持するため，1 年間という国内優先権期間を十分に享受することができるように，実用新案権登録後であっても国内優先権の基礎とすることができるようにすべきとの要請がある。

### 3 . 具体的検討

国内優先権制度の利益を維持するため，出願から 1 年以内であれば，実用新案権登録後であっても実用新案登録出願を優先権の基礎として，国内優先権主張出願を行う制度を導入すべきではないか。また，国内優先権主張出願の発明又は考案は，基礎とした実用新案登録出願の考案を含んでいることを考慮すると，その導入に際しては，二重の審査を排除する関係から，・ . 5 . ( 2 ) ~ ( 4 ) で論じたのと同様の取扱いとすべきではないか。

---

<sup>19</sup> 特許法第 41 条第 1 項第 5 号，実用新案法第 8 条第 1 項第 5 号

### - 3 . 実用新案権者等の損害賠償責任

権利濫用の防止の観点から，実用新案権者又は専用実施権者（以下「実用新案権者等」という）の損害賠償責任に関する規定を維持することが適切ではないか。

現行制度の下では，実用新案権者等が侵害者に対しその実用新案権を行使した場合において，当該実用新案権についての無効審決が確定したときは，無過失の立証を行わない限り，実用新案権者等が損害賠償責任を負う規定が設けられている（第 29 条の 3）。

特許権の権利行使等と同様に，実用新案権者等の損害賠償責任に関する規定を削除し，実用新案権者の損害賠償責任については，一般原則に委ねることも考えられる。しかし，実用新案権者等の損害賠償責任に関する規定によって，無審査登録された権利の濫用が抑止されているとの指摘もあり，この規定を削除した場合には，権利濫用が増大するのではないかと懸念がある。

したがって，権利濫用の防止の観点から，実用新案権者等の損害賠償責任に関する規定を維持すべきではないか。

### - 4 . 料金改定

#### 1 . 存続期間の延長に伴う登録料の改定

仮に存続期間が延長される場合，存続期間の延長に伴う登録料の改定については，出願時に納付する第 1 年～第 3 年の登録料を軽減するように配慮することが適切ではないか。

仮に存続期間が延長される場合，登録料を改定する必要がある（第 31 条）。また，出願時の負担を軽減するため，出願時に納付する第 1 年～第 3 年の登録料を軽減してほしいとの要望がある。したがって，存続期間の延長に伴う登録料の改定に当たっては，出願時に納付する第 1 年～第 3 年の登録料を軽減するように配慮すべきではないか。